

産業建設委員長報告

産業建設委員長 圃山 俊作

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第47号「鳴門市産業振興センター条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、6月16日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第47号「鳴門市産業振興センター条例の一部改正について」は、市庁舎整備にともなう周辺施設利活用により、社会福祉協議会がうずしお会館1階に移転するにあたって、所要の改正を行うものであります。

委員からは、社会福祉を目的とする事業について質疑があり、理事者からは、現在の産業振興センター1階及び2階を地域福祉の推進拠点施設として活用することとし、社会福祉協議会が行う事業及び社会福祉協議会が事務局となっているボランティア連絡協議会等各種団体が行う事業との説明がありました。

また、委員からは、社会福祉協議会が使用するスペースについて質疑があり、理事者からは、社会福祉協議会の事務所となる場所は旧産業振興部の執務室で、現在、うずしお観光協会が入居する1階の事務所・物販スペースと2階の第1会議室から第4会議室までが産業福祉センター条例で規定する多目的スペース及び会議室であり、社会福祉協議会が使用するスペースは、センター条例の対象外となるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第48号「鳴門市水道法施行条例の一部改正について」は、令和6年12月12日に建設業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部が改正されたことに伴い、水道法施行規則等が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今現在の一級土木施工管理技士資格を所有している職員は何名いるのか質疑があり、理事者からは、企業局の水道事業においては4名が資格を取得しているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、令和7年4月1日より、松茂町ほか二町競艇事業組合から、松茂町ほか二町ボートレース事業組合へと名称変更することから、規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

委員からは、全国にある同様の組合は、同じように名称変更を行っているということかとの質疑があり、理事者からは、今回のような組合名等の規約の変更には、事務負担が高いため名称変更をしていない組合もあったが、現在では、「競

艇」という名称が団体名に付いている組合は3団体であり、その他については順次変更を行っている状況であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。